

新しい局面をむかえたわが国の外国人労働者問題

森 廣 正

はじめに

1987年来、わが国におけるいわゆる「外国人労働者問題」が、さまざまな領域から問題視されてきている。その背景には、わが国は戦後一貫して国内での外国人の就労を原則として認めていないにもかかわらず、一方では、「不法就労者」と呼ばれるアジア系外国人の増加、とくに1983年以降のフィリピン、パキスタン、バングラディシュなどからの男性不法就労者の急激な増加やいわゆる「じゃばゆきさん」と呼ばれる女性不法就労者問題にともなう多くの社会問題の発生、他方では、とくに80年代以降増加傾向にある大企業における欧米系外国人を主体とする外国人労働者の雇用問題がある。「正規」であれ、「非合法」であれ、これら外国人労働者の急激な増加は、わが国における外国人就労問題を「社会問題」から「労働問題」へと転化させたと言えることができる。

いうまでもなく、労働力の国際的移動現象は資本主義生産の発生とともに存在し、わが国もその例外ではない。しかしながら、この問題を他の先進資本主義諸国と較べた時、わが国はきわめて特異な状況のもとに推移してきたと言えるであろう。その原因は、日本主義の成立、発展過程における歴史的、地理的条件およびその特殊な経過などに求めることができる。だがこの点は、本稿の課題ではないので、ここでは触れられない。⁽¹⁾

ところで、欧米、とくに西ドイツやフランスにおける外国人労働者問題については、数年来わが国においても紹介されてきている。⁽²⁾ その結果、いわゆる外国人労働者問題は、「労働力」の移動ではなく、「人」の移動であること、したがってそれは、受け入れた国にとっては、経済、政治、文化、教育などのあらゆる社会生活領域における問題を生み出さざるを得ないことが明らかとなっている。たとえば、外国人の就労は国内労働者の雇用、失業、労働条件と密接な関係があり、自国労働者の賃金や労働条件を引き下げただけでなく、失業の新たな原因になるとも言われている。あるいは、彼らが都市の一定地域内に集中して居住することが、いわゆる都市問題を複雑化させるとともに国内住民の差別や偏見の温床となるとも言われる。さらに、彼らの就労と滞在の長期化、定住化は、家族の合流を生みだし、それは家族構成員の就労問題、住宅問題の深刻化、第二世代、第三世代の教育問題などと結びつかざるをえない。

近年、外国人労働者問題に直面し、政策の具体化を迫られているわが国にとって、こうし

た欧米諸国の経験からの「教訓」として何を引き出すかという点は、当面する大きな課題である。その際問われるのは、いかなる立場で、いかなる教訓を引き出しうるかどうかである。

ところで、ヨーロッパ、とくに西ドイツ、フランスのそれとわが国の現在の外国人労働者問題とのあいだには根底的な相違があると思われる。すなわち、ヨーロッパの場合、外国人労働者が急増したのは国内労働力不足問題が生じた1960年代であり、とくに西ドイツに明らかのように、彼らはいわゆるローテーション政策のもとで積極的に導入された。だがわが国の場合は、いわば「なしくずし」外国人労働者問題の表面化による「やむを得ざる開国」、「避けざるを得ない受け入れ」とも言うことができる。もちろん、「正規」であれ、「非合法」であれ、彼らが国内に流入するには、それを必然化せしめる一定の国際的および国内的要因があることは言うまでもない。だが、今日、われわれがわが国における外国人労働者のあり方や具体的対応策を検討する際、それを広く今日の資本主義の世界史的発展過程の中でとらえなければならぬと思われる。言い換えれば、1960年代末以降の先進資本主義諸国の資本活動のグローバルな展開（資本の国際化・多国籍企業の展開）とのかかわりにおいて、その結果生み出された国際間経済格差による不可避的現象として考察する視点が必要となる。このような国際的資本活動の展開を「外へむかっての国際化」とするならば、外国人労働者問題は、わが国経済社会の国際化＝「内なる国際化」のあり方を問う問題であると言える。

以上の問題意識にもとづき、本稿の課題は、第一に、わが国における外国人労働者の現状、その背景と問題点、第二に、そうした現実に対するさまざまな領域での動きを考察すること、第三に、この問題に関して、われわれはヨーロッパおよびわが国の歴史的経験から何を「教訓」として引きだしうるのか、そのことを前提として、わが国の「真の国際化」のために必要とされる対策は何かをできる限り具体的に明らかにすることである。

1. 現状と問題点 ―ふたつの流れをめぐって―

わが国における外国人労働者問題は、歴史的には大きく三つの時期に区分してとらえることができる。第一期は、1868～1910年の明治時代であり、「資本主義化・近代化を促進するために、欧米諸国からの外国人労働者をいわゆる『お雇い外国人』として積極的に導入した」⁽³⁾ ことを特徴とする。第二期は、1910～45年であり、わが国が朝鮮を植民地支配し、とくに第二次大戦下では膨大な数の朝鮮人労働者を強制連行したことで特徴づけられる。第三期は、戦後から今日に至るまでの時期であり、いわゆる『出入国管理令』のもとでの外国人排斥あるいはきわめて限定された範囲内での就業を特徴とする。その結果わが国では、第二

大戦後今日に至るまで、いわゆる外国人労働者問題は、ほとんど問題視されることはなかったのである。⁽⁴⁾

だが、各国資本主義の歴史的経過からも明らかなように、資本・賃労働関係の国際化現象のなかで、戦後日本資本主義もこの問題から切り離されて存立することは不可能であること、その帰結が1980年代のわが国の現状にほかならない。いわば、現在は第三期から第四期への過渡期としてとらえることができる。以下、その具体的状況を考察することにしたい。

ところで、昨今の状況を別として、1970年代の初めに、わが国でもこのことが問題となった。それは、高度経済成長の真っただなかで中卒・高卒の新規労働力が“金の卵”ともてはやされ、とくに若年低賃金労働力層の不足に悩まされていた時期であった。そうしたなかで、韓国、シンガポールなどのアジア諸国から、若年女子労働力が国内の地方縫製工場に導入されたり、研修生という名のもとで病院の看護労働力として導入されたりしたのである。⁽⁵⁾そして、そのような現実に合わせてかのように、当時のヨーロッパ（とくに西ドイツ、フランス）における外国人労働者就労状況がマスコミで報道されたりもしたのである。⁽⁶⁾

だが、低賃金かつ劣悪な労働条件のもとに非合法に導入された外国人労働者をまえにして、政府は『出入国管理令』に沿ってそれを認めない方針を明確にした。周知のとおり、1973年の石油ショック以降、資本主義各国はいずれも長期不況にみまわれ、わが国もその例外ではなかった。ヨーロッパでは、EC域内移動を別として、どの国も域外第三国からの外国人労働者流入停止策をとるか、厳しい制限策のもとに今日に至っているのが現状である。⁽⁷⁾その結果、73年以降のヨーロッパの外国人労働者問題は、新しい局面を迎えていると言うことができる。⁽⁸⁾

以上のような世界的趨勢にもかかわらず、80年代以降、とくに近年わが国で外国人就労問題が何故これほど問題視されるに至ったのであろうか。まずこの点から考察することにしよう。

(1) 欧米系を中心とする外国人労働者問題

1981年11月、西武流通グループは、大学新卒の外国人労働者の定期採用方針を明らかにした。労働省に提出された11職種15名の採用申請は、最終的には翌年9月、5つの職種に6名の外国人を採用という結果に終わった。企業側の申請が半数以下に抑えられたとはいえ、西武流通グループの外国人労働者の定期採用、生涯雇用の方針が認められたことは、今日の問題を考察するうえでいくつかの点で大きな意味をもっている。第一に、企業の「業務の国際化」にともなう外国人労働力（主として欧米系）に対する国内需要が一般的となっていることを明らかにした点である。以降、現行法を拡大解釈するかたちでの「正規」の、主として

欧米系外国人を中心とするわが国企業への就労者は著しく増加した。⁽⁹⁾ 第二に、西武の募集に応募した外国人の数は、23カ国から合計 151人の多数にのぼった。このことは、旧来は潜在的存在でしかなかった国内労働市場に対する外国人労働力供給源の存在を浮上させることになった。第三に、従来外国人労働者の国内での就労を厳しく制限してきた入国管理体制を再検討させ、「制限緩和」、「在留資格見直し」の契機となったという点である。

わが国の外国人労働者問題の一方の極であるこれら欧米系外国人は、すでに電機、機械、鉄鋼、金融・保険、デパート、建設、総合商社など多くの民間企業で就労している。しかも、彼らの主な就職先は、一般に大企業といわれる企業規模の会社に集中している。そしてこれらの外国人の採用と現行法制とのギャップを埋めるために設立されたのが「入管協会」である。⁽¹⁰⁾

他方、これら主として欧米系外国人労働者の雇用実態を知り、今後の雇用のあり方を検討するためのいくつかの調査が昨年来実施されてきている。その主なものとして、大阪商工会議所『外国人雇用実態調査』、経済企画庁『我が国における外国人雇用と国民生活』、東京商工会議所『外国人の受け入れに関する調査』、労務行政研究所『進む外国人雇用－その活用事例をみる（外国人雇用企業20社の個別事例）』などを掲げることができる。⁽¹¹⁾ 以下では、経済企画庁の調査を参考にしながら、これらの外国人労働者の動向をみることにしよう。

企画庁調査によれば、回答企業 321社のうち現在外国人を雇っている企業数は 161社、そこで雇用されている外国人労働者数は 1,075人である。これら外国人のうち、資本金1億円以上50億円未満の企業に25.5%、50億円以上の企業に28.0%が就労している。同じような傾向は、従業員規模別分布状況にも現われている。すなわち、従業員 300人以上 1,000人未満の企業に18.0%、1,000人以上の企業に36.6%が就労している。これらの数値から明らかのように、合法的に民間企業に就職している外国人労働者は、いわゆる大企業に集中する傾向が一般的である。また、性別構成では、男性が70.4%、年齢構成では、20代後半から30代前半が41.2%を占め、国籍ではアメリカが44.6%と多く、第二位の中国・台湾の14.5%と大きな開きがある。また、国籍別構成を全体的にみると、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストリア、フランス、スペイン、西ドイツなどの欧米系外国人が61.8%を占めているのに対し、中国・台湾、韓国、フィリピン、香港などのアジア系外国人は20.5%でしかない。雇用開始時期をみると、昭和55～59年が27.3%、60年以降が26.7%であり、1980年代以降に外国人労働者採用に踏み切った企業が過半数を占めている。雇用形態および雇用契約期間によれば、正社員は約20%と相対的に少なく、契約・臨時・嘱託社員が57.2%、またアルバイトは10.8%となっている。この傾向は、雇用期間においても示されており、期間の定めなしが21.2%、

一定期間の契約で契約更新のあるものが67.0%、更新のないものが8.0%である。だが、一定期間の契約で圧倒的に多いのは1年(75.3%)であり、以下2年(4.6%)、5年(3.2%)の順である。受け入れ職種をみると、語学教師(53.7%)、専門技術者(9.2%)、海外関係業務(7.8%)が多く、受け入れ部門では、教育・研修(55.0%)、生産(14.8%)、営業(10.0%)が多い。雇用動機については、「日本人では充たされない技術・技能が必要」(41.6%)、「外国取引先との交渉要員として」(29.8%)、「海外進出に備えて」(18.0%)にみられるように、企業活動の国際化と結びついていることが解る。外国人労働者の待遇については、給与水準で日本人以上に優遇している企業が34.1%、住宅・休暇・労働時間などの面で「特別な扱い」をしている企業が31.1%となっている。また、彼らを雇用する企業の約7割が、「企業の国際活動」にとってメリットがあると回答している。今後の外国人労働者雇用に関しては、現在雇用している企業のうち「今後も採用したい意向をもつ企業」が62.7%と多く、また雇用したことがない企業のうちの21.9%が、今後雇用したい意向を示している。

以上が、企画庁調査のうちの企業アンケート調査の主な内容であるが、そこからわれわれは、以下のような結論を導き出すことができるであろう。すなわち、一般の民間企業で就労している合法的な外国人労働者の多くは、大企業の男子労働者であり、また欧米系外国人で占められていること、これら外国人労働者は、1980年代以降急速に増加してきたこと、一時的な短期雇用が多いこと、日本人労働者よりも優遇される傾向が強いこと、職種の点でも、採用動機や雇用上のメリットの点でも、彼らの就労は海外取引や海外進出などの企業活動の国際化戦略の一環として位置づけられ、したがって今後も増加する傾向があること、などである。

企画庁の調査が示す内容は、労務行政研究所の調査においてもほぼ同様である。総じて、欧米系外国人を中心とするこれらの外国人労働者は、外国企業とわが国企業との意志疎通に役立ち、国内労働者の国際感覚の育成に寄与するだけでなく、職場に活力を生み出すものとして歓迎されている。それだけでなく、わが国企業の多国籍化、海外進出活動の貴重な担い手として期待されているといえるであろう。

以上を、今日のわが国外国人労働者問題の一方の極としておさえるならば、他方の極には、アジア諸国から国内に流入する外国人労働者の急激な増加、いわゆる「不法就労」外国人労働者問題がある。

(2) いわゆる「不法就労」外国人労働者問題

周知のように、わが国現行法のもとでは、就労を目的とする外国人の入国・滞在はきわめて制限されている。だが、前項で明らかのように、欧米系を中心とする外国人労働者の就労

第1表 不法就労外国人の国籍別・性別の推移

年 国籍	57	58	59	60	61	62
総数	1,889 (184)	2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	11,307 (4,289)
フィリピン	409 (13)	1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	8,027 (2,253)
タイ	412 (25)	557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	1,067 (290)
パキスタン	7 (7)	7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	905 (905)
中国 (台湾)	775 (84)	528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	494 (210)
バングラデシュ				1 (1)	58 (58)	438 (437)
韓国	132 (35)	114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	208 (109)
コロンビア	61	37	81	30	34	32
チリ	32	12 (1)	17 (2)	29 (3)	33 (3)	10 (2)
アメリカ	13 (1)	20 (6)	6 (4)	6 (3)	6 (3)	7 (7)
その他	48 (19)	23 (9)	34 (21)	24 (14)	42 (32)	119 (76)

注. ()内は、男性を示し、内数である。

(出所) 法務省入国管理局・外国人労働者入国問題研究会編集「外国人の就職・雇用Q
&A」 p.70

第2表 資格外活動者及び資格外活動がらみ不法残留者の稼働内容

(昭和62年1月～12月)

稼働内容		総 数	ホ ス テ ス	土 木 作 業 員	ス ト リ ッ パ ー	売 春 婦	工 員	雑 役	給 仕	店 員	絵 画 書 籍 販 売	料 理 人	そ の 他	構 成 比 %
国 籍	性 別													
総 数	男	11,307	4,289	1,862	1		1,036	515	187	132	254	96	206	37.9
	女		7,018	6,076	1	259	203	65	88	96	68	12	7	143
フィリピン	男	8,027	2,253	1,379			299	231	152	47		21	124	19.9
	女		5,774	5,103	1	216	162	30	47	75	32		3	105
タイ	男	1,067	290	76			113	44	8	20		14	15	2.6
	女		777	702		1	30		11	7	15			11
パキスタン	男	905	905	200			359	84	8	10	234	1	9	8.0
	女													
中 国	男	494	210	22			16	63	12	33		51	13	1.9
	女		284	196		7	11	3	18	11	19		1	18
Bangladesh	男	438	437	146			165	82	2	14	5		23	3.9
	女		1				1							
韓 国	男	208	109	27			66	6		4		1	5	1.0
	女		99	43			31	12	2	1		3	7	0.9
コロンビア	男	32												
	女		32	4		27								1
香 港	男	23	3					1				2		0.0
	女		20	20										
イスラエル	男	23	13								13			0.1
	女		10								10			
マレーシア	男	18	15	7				4	1			3		0.1
	女		3	2						1				
ビルマ	男	16	16				11			1			4	0.1
	女													
その他	男	56	38	5	1		7		4	3	2	3	13	0.3
	女		18	6		8			1		2		1	
構 成 比 %		100.0	53.7	16.5	2.3	1.8	9.7	5.3	2.5	1.8	2.4	0.9	3.1	

(出所) 法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」 p.9

は、現行法を拡大解釈することによって「正規」の道が開けているが、いわゆる「単純労働者」という概念で把握されている不熟練外国人労働者の国内での就労は閉ざされたままであり、彼らはしばしば「不法就労」として摘発され、故国への送還を強制されているのが現状である。第一表および第二表は、「不法就労者」として摘発されたこれらの外国人労働者の状況を示している。

これらの表から、さしあたり以下の点が明らかとなる。第一に、1987年の「不法就労外国人」総数は、82年に較べ約6倍に増加していること、それを男女別にみると、女性の場合は4倍であるが、男性の場合は23倍に増えていることである。第二に、国籍別構成比をみると、フィリピンが圧倒的に多く(71%),以下タイ(9.5%),パキスタン(8%),中国(4.4%),バングラディシュ(3.9%)であり、とくに85年以降急増しているパキスタン、バングラディシュの2カ国はともにほぼ全員が男性で占められている。また、これら5カ国だけで全体の96.8%を占めており、したがって「不法就労外国人労働者問題」は、アジア人労働者問題といえることができる。第三に、「稼働内容」から明らかのように、女性は「ホステス」、男性は、「土木作業員」、「工員」、「雑役」に集中している。1988年5月に実施された「外国人不法就労者摘発特別月間」⁽¹²⁾の結果によれば、東京入国管理局が摘発した人数は1,371人であり、そのうちバングラディシュが698人、パキスタン466人、フィリピン148人と多く、これら3カ国で全体の96%を占めていた。また、就労していた職種は、工員が745人(55%),土木作業員が206人(15%)であった。摘発総数のうち男性が1,346人(98%)と圧倒的多数を占めており、このことはこの取り締まりの対象が首都圏を中心に多数就労していると言われている男性不法就労外国人労働者であったことを示している。同時に、ここで摘発された数、とくにバングラディシュの698人は、それだけで昨年1年間の総数438人を大きく上まわっており、「不法就労外国人」が、その後も急増していることを物語っている。

だが、ここに掲げられた「不法就労外国人」の数値は永山の一角でしかない。法務省によれば、昭和62年12月末現在の不法残留外国人総数は約5万人⁽¹³⁾と推計されている。だが、本誌、森博美氏の論稿「出入国管理統計による『不法』残留外国人数の推計」によればその数はほぼ10万人に達することが明らかにされている。現行法を拡大解釈することによって「合法的」に就労している欧米系外国人の状況は把握されているにもかかわらず、数のうえでも多数を占めているこれらアジア系外国人労働者は、「非合法・不法」であるが故に、行政サイドからの調査もほとんど実施されず悲惨な状態のまま放置されているのが現状である。

行政サイドの調査としては、本年3月に労働省が6都府県を対象に実施した調査「外国人労働者の就労の実態等について」がある。だがそれは、不法就労外国人が働いていそうな150事業所について行なわれた調査であり、「不法就労外国人労働者」の実態を明らかにするも

のにはほど遠い。⁽¹⁴⁾あるいは、毎日新聞社は、1988年2月に「日本で働く外国人労働者の実態についての全国調査」を行なったとして、その結果を報道している。⁽¹⁵⁾これらの調査は、いずれもヤミに包まれた「不法就労」の実態解明にとって不十分であるとしても、前に掲げた法務省のふたつの表を具体的に補足しているという点で意義がある。たとえば、前者の調査結果によれば、調査対象事業所の約3分の1の43事業所に154人の「不法就労外国人」が働いていたこと、就労先事業所の主なものは、金属製品製造業、建設業、電機機械器具製造業、食料品製造業、自動車修理業、製本業、鉄スクラップ卸売業などであること、就労外国人の国籍はフィリピンが一番多く56人、以下バングラディシュ36人、パキスタン31人、ビルマ23人、スリランカ5人などであることが明らかになっている。また後者の調査によれば、北海道から沖縄まで、全国で男女を問わず外国人労働者が働いていることが明らかになる。また最近の新聞報道等によれば、「不法就労」と呼ばれる多くのアジア系外国人労働者は、建設・土木現場、クリーニング店、日本そば屋、魚河岸、酒屋、洗車場、ガソリンスタンド、電気店、農家などで就労していることが解る。

不十分とはいえ、これらの調査結果や報道などから、「不法就労外国人労働者」について、われわれは以下のような結論を導き出すことが可能となる。すなわち彼らのほぼすべてが、事業内容からもまた資金力の面からも労働力を求めて海外へ進出することは不可能な中小零細企業で働いていること、またその多くが肉体労働、戸外労働、不熟練労働に従事していることである。

だが、今日の「不法就労外国人労働者問題」は、以上で尽きるものではない。7万人とも10万人とも言われる多くの潜在的外国人労働者の悲惨な労働・生活状態は、しばしばわが国の労働問題・社会問題として表面化している。たとえば、雇用主による賃金不払い、悪質なブローカーによる中間搾取、言葉の問題などから生ずる労働災害の多発、そしてこうした事態に当面しても「不法就労」であるが故に、彼らにはほとんど救済の道は閉ざされている。⁽¹⁶⁾特に女性労働者に対する売春の強要、パスポートを取りあげたうえでの事実上の監禁生活などは、周知の事実であるにもかかわらず、「不法就労」であるが故にほとんど適切な措置が講じられないのが現実である。これらの外国人労働者の無権利状態、暗黒状態は、餓死、急死、行き倒れ、事故死、行方不明という最悪の事態をも引き起している。

以上が、他方の極としてのアジア諸国からの外国人労働者の現状である。では何故、わが国でとくに1980年代以降外国人労働者が増加したのかが問われなければならない。だがそのまえに、これまで考察してきたふたつの現象の共通点と相違点を明らかにする必要があると思われる。

(3) 共通点と相違点

これまで考察してきた外国人労働者のふたつの流れは、多くの違いがあるにもかかわらずいくつかの点では共通している。その第一は、それらはいずれも1980年代、とくに83年以降急速に増加してきていることである。わが国の輸出攻勢を契機とするアメリカおよびEC諸国との貿易摩擦の激化は、好むと好まざるとにかかわらずわが国企業のこれら諸国での現地生産を強要するものであった。他方、円高の急速な進行はわが国企業のアジア諸国への進出を促進するとともに、国内賃金の相対的上昇は諸外国との経済格差、賃金格差⁽¹⁷⁾をますます拡大することとなった。したがって、わが国の外国人労働者問題は、こうした1980年代以降の日本経済の国際化による不可避の現象として理解されなければならない。第二は、「合法的」であれ、「非合法」であれ、外国人労働者の企業への採用の多くは、縁故、本人の売り込み、口コミを直接的な契機としていることである。このことは、「不法就労」外国人労働者の場合には、「ヤミ労働市場」下でのブローカーの介入による中間搾取、犯罪、その他の問題の温床とならざるをえない。第三に、一方は欧米外国人労働者に対する海外戦略上要請されてくる大企業を中心とする需要であり、他方は、労働力不足にともなう企業の生き残り策からくる「不法就労外国人労働力」に対する中小零細企業の需要であるとしても、ともに「わが国企業のニーズ」という点では何ら異なることはない。したがって、彼らは、現実にも増加しているし、また将来的にも増加する可能性が強い。

だが、外国人労働者のふたつの流れは、以下の点で大きな違いを示している。たとえば、欧米系外国人の場合は男性(70.4%)が多いが、アジア系外国人の場合、近年男性が著しく増加したとはいえ女性の占める比率が62.1%と高い。その他国籍別構成の違い(あえて単純化して言えば、欧米先進資本主義国とアジアの開発途上国)、就業状況の違い(大企業の専門職・技術職中心の高賃金熟練労働者と中小零細企業の低賃金不熟練労働者)、就業者数の違い(6000人と10万人)は、これら外国人労働者の国外における供給圧力の大きな違いを示すとともに、国内的には、一方を「善」として「優遇」し、他方を「悪」として「冷遇」しかねない「社会的評価」を生みだし、とりわけ後者に対する差別や偏見・蔑視の社会的温床になりつつあると思われる。

これまでの考察で明らかなように、今日のわが国における外国人労働者は、1980年代以降の経済の国際化を背景として増加した。このことが、国際的な相互依存体制のもとで、「モノ」・「カネ」の自由化から「ヒト」の自由化は必然であり、「ヒト」の自由化(外国人労働者の受け入れ)を拒否するのであれば、商品や資本の輸出入をも拒否しなければならないといった論調を生み出している。⁽¹⁸⁾

政府、業界、労働組合にしても、わが国が国際社会で孤立することなく諸外国との種々の摩擦を回避してゆくためにもある程度の「ヒトの自由化」＝外国人労働者の受け入れ緩和は必至であるという点ではほぼ一致していると思われる。その背景には、国内労働市場の「なしくずし的」開放状態がある。すなわち、一方における現行法の拡大解釈による「正規」の外国人労働者の場合には、採用許可基準が曖昧なため手続が複雑で時間がかかりすぎるといった問題を生じ、他方、現行法を回避したかたちでの「不法就労」外国人労働者の場合には、国内にヤミ労働市場が形成され、ブローカーの介入やその他すでに明らかにした諸問題を生みだしており、何らかの対応策が迫まられているという現実がある。

戦後日本社会が「人的鎖国状態」にあることは、諸外国と比較するまでもなく明らかである。そうであるが故に、「ヒトの国際化」は「第三の開国」とも言われる。わが国における外国人労働者・居住者問題を歴史的にみるならば、わが国はこの問題で大きな転換期にさしかかっているといっても過言ではない。ここから、具体的な受け入れ範囲や制度・体制をめぐって多くの見解が生じてくる。以下項を改めて、これらの点をみることにしよう。

2. 受け入れ問題をめぐって

(1) 法務省と労働省

はじめに行政側のこの問題に対する対応をみることにしよう。

法務省は、1988年3月に現在の外国人の在留資格を全面的に見直し、法改正作業に入ることを発表した。4月に法改正の骨子案を発表した後、5月10日には法改正要綱案を発表している。⁽¹⁹⁾ その内容は、次の5点に要約することができる。第1は、在留資格の種類、範囲を全般的に見直し、新たに8種類の在留資格を新設すること。なお、新設される在留資格とは、「教師」（語学教師等）、「ソフト技能」（グラフィックデザイナー等）、「企業内転勤」（日本企業の現地法人の専門職員等）、「法律事務」（外国法事務弁護士）、「福祉・医療」（医師等）、「就学」、「定住者」（定住難民等）、「研究」である。第2は、就労を目的とするもの、就労目的以外のもの、制限のないものを明確にするための大分類を設けたこと。第3に、入国審査手続の簡易、迅速化と審査基準の明確化を図ること。第4に、就労できる外国人に就労証明書を交付することによって善意の雇用主が就労できない外国人を誤って雇用しないようにすること、第5に、不法就労外国人対策として雇用主やブローカーに対して新たな罰則を設けること。⁽²⁰⁾ 法務省によれば、これによって有能な外国人労働者の受け入れは拡大し、国内企業のニーズが満たされるとともに、不法就労外国人労働者問題に適切な対応がとれることになる。だが、いわゆる「単純労働者」の受け入れについては、「関係各省

庁の間で慎重に検討すべきである」⁽²¹⁾というのが法務省の公式の見解である。

他方、労働省は、1987年12月に「外国人労働者問題研究会」を発足させ、3ヶ月間に計9回の検討会議を経て88年3月末に『今後における外国人労働者受入れの方向』と題する研究会報告を発表した。それによれば、受け入れの範囲については、専門性や一定の技術水準が必要な分野や外国人ならではの分野では外国人労働者を積極的に受け入れるが、「単純労働者については、……従来どおりの方針を維持していくことが適当である」⁽²²⁾としてその受け入れを明確に拒否している。他方、受け入れ体制についてみると、不法就労を防止するための制度的整備の必要性が強調され、無許可で雇入れた場合には罰則で対処すること、また新たな制度として「雇用許可制度」の必要性を提起している。⁽²³⁾

以上が、両省のこの問題に対する見解の要旨である。一見して明らかなように、ともに外国人労働者に対する国内企業のニーズ⁽²⁴⁾と現体制のギャップを解消しなければならないという点、また大量に存在し、しばしば社会問題化している「不法就労者」問題に何らかの対策が必要であるという点で共通するものがある。また、いわゆる「単純労働者の受け入れ」については、一方は「慎重に」とし、他方は明確に拒否しているとはいえ、ともに否定的・消極的姿勢を貫いている点ではやはり共通していると言えるであろう。その背景には、これらの労働力を急増させるアジアの開発途上国における労働力排出要因に対する認識があり、同時に受け入れた場合に彼らが国内労働市場に及ぼす影響、社会生活上の影響などに対する危惧がある。⁽²⁵⁾

以上が、現在の時点（1988年9月）で明らかにされている政府部内の外国人労働者受け入れの方向である。だが、われわれはこれら両省の考え方に対していくつかの疑問を抱かざるを得ない。まず第1に、それらは「その場しのぎの場当りの対応策」でしかないと思われる点である。わが国の外国人労働者問題を1980年代以降の現象に限定するならば、いわゆる「出稼ぎの形態」を主体とし、したがってある意味ではまだ端初的現象と言うことができる。このことが、短期的視野で問題を考察し、処理する傾向を強めていると思われる。周知のように、外国人労働者問題は、たんなる「労働力」の移動に留まらず、「人」の移動であって、長期的にはあらゆる生活領域にかかわる問題へと波及せざるを得ない。言い換えれば、このことを前提としたうえで（これらの問題点を回避するのではなく）の受け入れの範囲や体制が考えられるのであれば、それは外国人労働者問題に対するありうべき対応策とみなすことはできない。歴史的かつ長期的視野を欠いたままでの安易な部分開放や部分閉鎖は、ともに将来的には予期せぬ国際摩擦を引き起こす危険がある。第2は、わが国経済の国際化にともなう国内企業のニーズの増大を重要視していながら、海外進出企業（主として大企業）のニーズを肯定し、他方、企業の死活問題にもつながる中小零細企業のニーズを切り捨てている

点である。アジア諸国からの男性「不法就労」外国人増加の国内要因が、国内中小零細企業の労働力不足にあることは明らかである。しかもこれらの企業は、資金力の面で海外に事業所を移転して労働力不足を解消することができない企業であり、あるいは事業内容の本来的性格から（たとえば、建設・土木・サービス業など）海外進出が不可能な企業である。したがって、これらの企業にとって国内で労働力を充足できなければ、それは企業の死活問題となる。こうした企業の実態を十分に明らかにすることなく、それらは低賃金の衰退産業、限界産業であると結論づけることには問題がある。第3に、「単純労働者」という概念のもとにアジア諸国からの外国人労働者には窓口を閉ざしたまま、「不法就労」取り締まり強化の方向をうちだしている点である。それは、取り組まれなければならない外国人労働者問題を回避した外国人労働者政策と言わざるをえない。⁽²⁶⁾ これらの外国人労働者が増加した原因は、経済格差、円高による稼働メリット、中東不況、送り出し国の失業増加、ブローカーの存在、国内企業のニーズの存在などと指摘されている。⁽²⁷⁾ だが、こうした原因は、いわゆる開発途上国の側に一方的に帰せられるものではなく、先進資本主義国による商品輸出入、資本輸出、開発援助の結果でもある。したがって「窓口を閉ざして」おいて、現実に就労し、わが国経済に貢献している外国人労働者の存在を「不法」という名のもとに放置し、保護・救済策も講じることなく、「摘発と本国送還」に終始するならば、開発途上国との新たな国際摩擦を引き起こさざるをえないと思われる。また、結果としてのヤミ労働市場の存続、「不法就労」であるために外国人労働者が享受せざるを得ない労働・生活条件の存続は、わが国社会に、彼らに対する差別や偏見、社会問題の芽を温存することになる。それは、わが国社会の「内なる国際化」をますます歪めてゆくことになるとと思われる。第4に、「在留資格」の拡大や「高度な専門知識・技術者」の受け入れ緩和は、開発途上国からの熟練労働者の受け入れの肯定につながる。それは、不熟練労働者層は国内にマイナスの影響を及ぼすからお断りだが、熟練労働者はわが国の経済・社会の発展に貢献するから受け入れるということである。このことは、開発途上国の経済発展に欠くことのできない熟練労働者層をわが国の利益のために利用することによって、途上国の経済発展を阻害し、場合によってはいっそう崩壊させ、国内労働市場への不熟練労働者の供給圧力を強化することにならざるをえない。第5に、この問題で欧米の経験から何を「教訓」として学ぶべきかという点についてである。すでに明らかなように外国人労働者問題は、わが国経済社会の国際化＝「内なる国際化」のあり方と深くかかわっている⁽²⁸⁾のであり、問題の複雑性、困難性を回避し、場当りの対応策で糊塗するならば、新たな国際摩擦や混乱を引き起こしかねない。この点で、欧米の経験から一定の「教訓」を引き出すことは可能である。その際肝心な点は、ヨーロッパの経験のマイナス面を不可避的現象として固定的にとらえ、それを避けるためにという視点

から「教訓」を引き出すべきでなく、それを乗り越える制度や体制づくりを考える視点から「教訓」を引き出すべきである。

以上が、両省の外国人労働者受け入れ緩和の方向とそれに対して抱いたわれわれの基本的な疑問点である。1988年4月以降、わが国の外国人労働者の現状や受け入れのあり方をめぐるさまざまな見解が明らかにされ、またその他意識調査や実態調査等の報告も行なわれてきている。⁽²⁰⁾ 以下項を改めて、「受け入れのあり方」に関連して、必要と思われるいくつかの動きを紹介することにしたい。

(2) いくつかの動向から

わが国の外国人労働者問題は、いわゆる「不法就労」外国人、換言すればアジア諸国からの外国人労働者問題を除外して論ずることはできない。

東京商工会議所の1988年4月の「外国人の受け入れに関する調査」⁽²¹⁾によれば、外国人労働者受け入れ制限について「制限を緩和して受け入れを増やすべき」と答えている企業が59.3%と約6割に達している。また、これらの企業が考えている職種についての緩和の内容は、「専門能力・熟練技術を要しない職種も認める」が40.6%を占めている。東京商工会議所は、ヨーロッパへ独自の調査団を派遣し、その結果を踏まえて88年9月に「中間意見」⁽²²⁾を公表している。それによると、「外国人の国内就労機会の拡大について」の項目では、(1)、として、すでにみた両省の見解と同一の内容を述べた後、「(1)に準ずるレベルの労働者についても、弾力的に就労を認めること」さらに「在日、来日外国人へのサービスを目的とする就労についても、上記の範囲にかかわらず個別審査により認めること」と述べている。前文において、「いわゆる単純労働者の受け入れについては……長期的かつ幅広い視点から継続して検討を行う」としているものの、全体として受け入れ範囲の拡大、体制整備などで積極的姿勢が示されていると思われる。

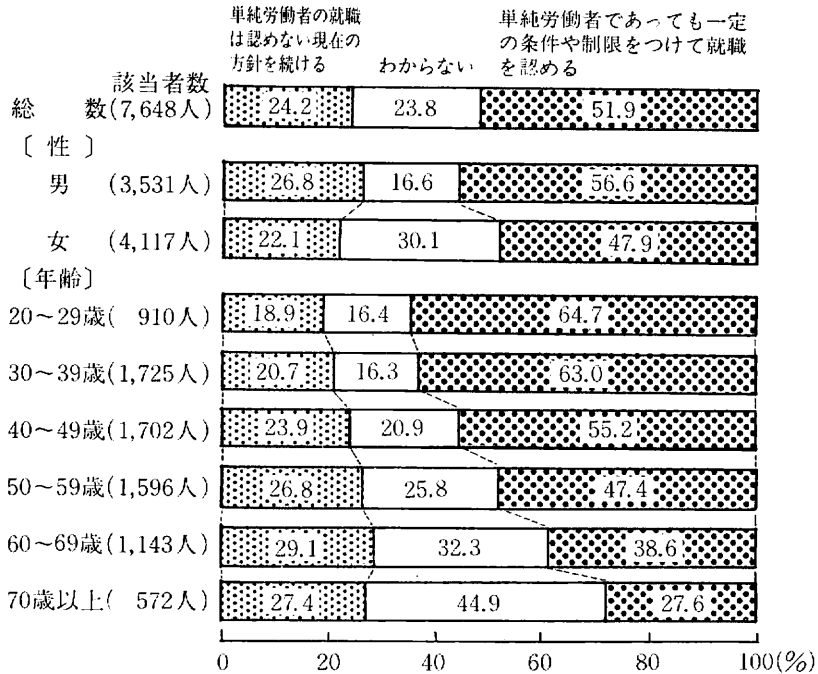
アジア諸国からの外国人労働者の現状についてのこれまでの考察を前提として、なお次のような現実のあることも無視できない。たとえば、労働省のさきの実態調査をみると、43事業所のうち国内労働者との賃金格差のあった事業所は8件であった。もちろん、「不法就労」を肯定するものではないが、3分の2の企業で、これら外国人労働者が国内労働者と同じ条件下で就労していた事実をどうみるかということである。わが国では、外国人の就労如何を問わず、企業間賃金格差、労働時間その他の格差が存在することは、否定しえない現実である。このことが、企業の存続をも左右する労働力不足現象を生み出しているのもあって、とりわけ、建設・土木業にみられるような就労状態を温存させているわが国の重層的な下請構造こそが、「不法就労」問題の国内的背景として問い直されなければならないと思われる。

今日われわれは、「不法就労」外国人労働者の悲惨な状況に新聞報道などをつうじてしばしば接することができる。そうしたなかで、バングラディッシュ人を雇い、その家族の結婚式に招待されてバングラディッシュを訪問したあるタイル工事業主の話がある。彼は、そこで、冷蔵庫、扇風機、洗濯機など中流以上の家庭にある電化製品がすべて日本製の旧型品であり、かつて日本の国内市場であふれていた製品がバングラディッシュの家庭と市場にあふれ、人々の欲望の対象となっている現実をみて次のように述べている。「日本ってのはこうやって豊かになったんだってわかったの。むこうの人が困ってたら、なんとかすんのがあたりまえじゃない。金だけ援助したってダメなんだよ。……」。⁽³²⁾われわれには、こうした日本国内の業者が、賃金格差で差別したり、賃金不払い等を行うとは思われない。

総理府は、1988年の2月「外国人の入国と在留に関する世論調査」⁽³³⁾を実施した。以下、調査概要をもとに、いくつかの項目についてみることにしたい。「不法就労」の賛否については、「良くない」が39.4%、「良くないがやむを得ない」が45.4%である。日本人が就きたがらない職業への就労については、「外国人に押しつけるのはよくない」が27.6%であるのに対し、「本人が就きたがっている場合はどんどん就いてもらうのがよい」が34.7%、「良くないことだがやむを得ない」が25.2%であり、後者を合わせて約6割の人がなんらかの意味で外国人の就労に肯定的であることがわかる。「単純労働者」の受け入れについては、「一定の条件や制限をつけて就職を認める」が51.9%と過半数を占めているのに対し、「就職は認めない現在の方針を続ける」は24.2%である。優れた能力・技術者の入国については、「就職を歓迎すべきだ」は53.3%であるが、「慎重に対応すべきだ」が36.6%となっている。一般に外国人が国内で就職することについては、「認めるべきでない」は8.1%ときわめて少ないが、「認めるべき」職業範囲との関連では、「必要ならば職業の区別なく」が35.1%、「一定水準以上の知識・能力を持っている者」が26.1%、「外国人にしかできないような職業に限って」が19.7%である。調査概要には、もちろんこれらの項目についての性別、年齢別、学歴別、職業別調査結果が示されているが、少なくとも、外国人労働者の国内での就労を肯定しようという意識状況が反映されているとすることができる。とくに、「単純労働者」の就職を「条件つき、制限つき」ではあるが認める人が、若い世代で多数派（20歳代の64.7%、30歳代の63.0%）であることは注目に値する（図1、参照）。

地域社会の国際化がすすむなかで、東京、神奈川をはじめとして、国籍の制限条項を撤廃して外国人を地方公務員に採用する動きは急速に拡大されつつある。⁽³⁴⁾自治体の国際化政策が問われている今日、あいついで出された報告書⁽³⁵⁾には、今日の外国人労働者問題に対する自治体側の積極的姿勢が示されている。

図1 単純労働者の入国



(出所) 総理府世論調査報告概要「外国人の入国と在留に関する世論調査」p. 20

神奈川県の記事では、「法律に反し単純労働に従事している出稼ぎ外国人労働者」を中心に、彼らが急増した背景、地域における実態を明らかにし、「問題の検討」として、これらの外国人労働者の就労を否定的にとらえる見解を批判した後、結論として4つの提言をまとめ、その理由を述べている。以下少し長くなるが、4つの提言をここに引用したい。(1)「外国人労働者受け入れの見直しにあたっては、職種による制限を設けない『入管法』の改正が望ましい」、(2)「外国人労働者の受け入れを段階的に緩和していく方向が望ましい」、(3)「現在、事実上無権利状態に置かれている出稼ぎ外国人労働者に対して、人権擁護の見地から対策を講じる必要がある」、(4)「出稼ぎ外国人労働者問題の根底には、同質社会を維持することの是非が問われていることを認識する必要がある」。(36)

東京都の記事の「第3章、外国人の就業の拡大と都政への影響」では、「単純労働力の受け入れ」について以下のような指摘がなされている。この問題の焦点は、非人間的な就労実態にあり、取締って強制送還をくり返しても問題は解決しないこと、また経済格差がある

限り、流入阻止は不可能であるとして、これらの労働力の「秩序ある受け入れに進む体制の整備が必要である。⁽³⁷⁾

本章の前半部分で紹介した法務・労働両省の外国人労働者受け入れ緩和の方向は、現時点でみる限り、その他の動向を合わせて考える時、多くの問題点を含んでいるように思われる。外国人労働者受け入れのあり方は、長期的にみれば、その国の国際化のあり方をも規定せざるを得ない。それは、外国人労働者は、「モノ」や「カネ」とは異質な「人」の移動であることに帰する。以下では、いくつかの欠くことのできない基本的視点を前提にしながら受け入れのあり方についてわれわれの見解を提示することにした。

3. 受け入れ体制のあり方

(1) 基本的視点

本稿で明らかのように外国人労働者問題は、受け入れ国の政治、経済、社会生活などに多くの影響を及ぼさざるを得ない。したがって受け入れのあり方を検討するには、この問題をいくつかの基本的視点から再認識することが必要となる。

第一に、対応策は歴史的視点にもとづく考察を前提にしたものでなければならないと思われる。言うまでもなく、資本主義社会は、国民国家の形成、言い換えれば一国社会体制の形成を前提とする商品輸出入（「モノの自由化」）、資本輸出入（「カネの自由化」）とともに発展してきた。だが、1960年代後半以降、世界的規模で展開されてきた多国籍企業という新たな形態は、国際間経済格差を拡大し、いわゆる「南北問題」を顕在化させるに至った。このことは、いわゆる先進資本主義諸国をして、「国際化時代の到来」、「国際協調」、「国際的相互依存体制」を必然的なものとした。それは、資本主義社会の発展の前提条件であった一国社会体制（国境という枠組み）を自らつき崩すかたちでしか将来の発展はありえないことを意味する。外国人労働者問題は、このような資本主義の世界史的発展過程から生みだされた不可避的現象であるのだから、その受け入れによって複雑かつ困難な問題を抱え込まざるを得ないとしても、回避しえない以上、最大限可能な適切な対応策がとられなければならない。

第二に、外国人労働者問題は「国際化」を前提にしなければならない。外国人労働者の否定は、対外的にはさまざまな国際摩擦を、国内的には資本の国外流出にともなう産業の空洞化を生み出さざるを得ない。他方、外国人労働者の受け入れは、「労働力」の国際的移動にとどまらず、「人間としての存在それ自体に生まれながらにして備わっている基本的人権」をもつ労働者の移動であり、同時にその家族の移動を伴わざるを得ない。それは、国籍、人

種、民族、言語、宗教、文化、生活習慣などの異なる国々からの「人の移動」である。したがって、受け入れのあり方如何によっては、新たな国際摩擦や国内的混乱が生ずる危険性がある。受け入れ国の「内なる国際化」のあり方を除外した対応策はあり得ない。

第三に、長期的、流動的視点のもとで歴史的経験（国内のおよび国際的）が活かされ、新しい制度や体制が構想されなければならない。この点については、なおいくつかの補足的説明が必要と思われる。ここで国内的経験としてわれわれの念頭にあるのは、言うまでもなく定住外国人労働者・居住者の問題（とりわけ、在日韓国・朝鮮人問題）である。戦後40年以上も経過した今日もお多くの問題を放置してきたわが国の「閉鎖社会」状況、その存在を圧殺してきたとも言うほどの就職、教育、生活、政治面での差別構造が、逆に外国人労働者問題に直面し、対応策が迫られている今日の「混迷状況」を生み出しているとも思われる。一例を掲げると、スウェーデンは1976年、デンマークは1981年、オランダは1985年から、まへの2ヶ国は3年以上、オランダは5年以上滞在する外国人居住者には、地方自治体選挙権が与えられる。だがわが国では、すでに数十年以上滞在している定住外国人居住者の一世にも、この国で生まれ育った二世にも、地方自治体選挙権はない。この一例だけからも、わが国の「内なる国際化」がいかにも遅れているかは明らかである。在日韓国・朝鮮人問題は、じつは外国人労働者・居住者問題にはほかならないことの認識が不可欠である。

国際的経験とは、欧米における外国人労働者問題である。とくに西ドイツにおける経験から学ぶべき点は多いと思われる。西ドイツでもフランスでも外国人労働者の導入が多くを経済的・社会的影響を生み出したことは事実であるが、そうした否定的側面を強調してこの問題を回避することは、「ヨーロッパの経験からひきだされるべき教訓」とは思われない。西ドイツが外国人労働者導入を開始したのは1950年代中頃からであるが、その後の状況、とりわけ1973年以降、問題が表面化した背景には、外国人労働者の導入を、国内労働力不足を解消するための一時的・短期的な「労働力商品」の導入と理解したこと、そこには「人間」の移動とみならず視点が欠落し、同時に長期的な視点も欠落していたことがある。したがって、こうした経験からひきだされるべき「教訓」は、外国人労働者受け入れ制度や体制を考えるには、外国人労働者を短期的、出稼ぎ的、臨時的性格のものとする見方を捨て去らなければならないという点である。もちろん、当面する諸問題、たとえば今日の「不法就労」外国人労働者問題に対しては、最少限、基本的な人権を擁護し、保証する体制等は緊急の課題である。

外国人労働者を導入すると「産業の高度化が遅れる」、「外国人だけが就業する低賃金の特定部門が生ずる」、「不況期になると失業問題が表面化し、国内労働者の失業が増加する」等々の指摘は、外国人労働者を補助的なもの、短期的・臨時的性格のものとして理解す

ることから生ずる。外国人労働者の存在と切り離しても、こうした事態は景気変動の過程で起こりうるものであり、外国人労働者と国内労働者を全く同質とみなすならば、そうした問題は、わが国の産業政策、雇用政策、労働時間短縮問題などの国内政策如何にかかわっていることが明らかとなる。

ヨーロッパでは、どの国も国内に少数民族の存在を前提としたうえで、あるべき「国際化」の方向を模索しているのが現状である。たしかに多くの国がE C域外第三国からの新たな外国人労働者の流入を停止、または厳しく制限していることは事実であるが、同時にE C域内労働力の自由移動政策、「ヒトの自由化、国際化」が進んでいることも事実である。

(2) 受け入れのあり方について

国際化時代だからといって、ただちに国内労働市場の無制限かつ全面的な開放はありえない。これまでの考察から出てくる基本的方向は、主権国家としての枠組みを前提として、国際経済の相互依存体制のもとで現実を生じ、また将来生じうる国際摩擦を回避し、同時に国内諸条件を考慮したうえで、長期的・段階的に一定数の外国人労働者を一定の基準のもとに迎え入れること、そのための受け入れ体制の整備であると思われる。それは、将来的には、今日の「閉鎖社会」・「同質社会」から少数民族の存在を前提としたありうべき多民族社会への漸次的移行であると思われる。

ところで、現在早急に対策を迫られているのが、「不法就労」外国人労働者問題である。人権無視の現状を明らかにし、必要な援助や予防措置が講じられるためには、労働・生活状態の全面的な実態調査を実施し、悪質なブローカーが介入する入国ルートを送り出し国政府の協力のもとに明らかにしなければならない。

以下、わが国における外国人労働者受け入れのあり方を検討する際に必要と思われるいくつかの基本的留意点を指摘することにした。第一に、一定の人数枠を想定して段階的に受け入れるには、国際的状況（たとえば、途上国援助強化による排出要因の解消見通しなど）および国内諸条件を考慮した長期計画のもとで、個別・具体的な体制の整備が必要である。第二に、「不法就労」を排除するためにも、政府間協議や協定にもとづく公的ルートの確立が必要である。第三に、「ガストアルバイター」、「季節労働者」、「国境労働者」、「移動労働者」、「移住労働者」、「移民労働者」などの諸概念が使用されるように、外国人労働者には、短期的な出稼ぎ形態から長期的定住型に至るまでさまざまな就業形態（生活形態）がある。このことがこの問題に対する対策を複雑化させ、困難なものにしているとも言える。受け入れ体制を整備するためには、これらの諸形態を画一的に区分してそれに応じた対策を講ずるといふ愚を避けなければならない。換言すれば、長期滞在・定住外国人労働者・居住

者の受け入れを前提とした体制づくりでなければならず、短期的・出稼ぎ外国人労働者対策は、それを補完する特例措置とする必要がある。この点を前提にすれば、第四に、将来生ずる危険性がある社会的・民族的差別や偏見を排除し、労働災害などの事故を予防し、就労・転職・職業教育や訓練・教育全般における機会均等を保証するためにも、日常会話程度の日本語教育の義務づけや日本語研修機会を保証することが不可欠である。第五に、就労から滞在、定住、帰化に至るまでの各段階に照応した市民的権利・政治的権利を保証するための法的整備および差別禁止法の制定が必要となる。第六に、受け入れ体制を具体化し、それを実施するための国家的・全国的規模での行政機構の整備が必要である。すなわち、中央レベルでは、関係省庁間の関連業務を統括する新たな専門機関の設置とそれにもとづく機構改革、地方レベルでは、各地方自治体、その他の関連機関に外国人担当部局の設置が不可欠となる。第七に、ILO第97号「移民労働者に関する条約」（1949年）および第143号「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約」の早期批准を実現するような体制づくり、条件整備が必要である。とくに、第143号条約が、第97号条約および1958年の第111号「差別待遇（雇用および職業）条約」を捕足するために決定された条約であることの意味は大きいと思われる。

おわりに

外国人労働者問題は、わが国の将来にわたっての国際化のあり方を問うものである。その意味で、現在はひとつの歴史的転換期にあるということもできる。問題が広範にわたり、複雑であるが故に、安易な対応策は避けられるべきであるが、他方、早急な対策を迫る多くの課題が提起されていることも事実である。

1987年来、ぞくに「鎖国から開国まで」とも言われるように、この問題をめぐって多くの論争が行なわれ、またさまざまな視角からの問題点の指摘や対応策のあり方も提起されてきている。本稿では、これらの点についてはほとんど触れることができなかった。また、受け入れのあり方についても、基本的指摘の枠を超えることができていない。これらについては、今後に残された課題として取り組んでいきたい。

ともあれ、本稿が、現在のわが国の外国人労働者問題を理解するための一助となればさいわいである。

(注)

- (1) この点については、拙著『現代資本主義と外国人労働者』（大月書店、1986年）、とくに「第四章、日本資本主義の特質と外国人就業問題」を参照されたい。

- (2) 同上書巻末、参考文献参照。また欧米全体の状況については、『移民・外国人労働者問題の現状と政策』（労働大臣官房国際労働課『海外労働情勢月報』1987年9・10月号）がある。〔これは、昭和63年版『海外労働白書』に再録されている〕。
- (3) 同上書、198 ページ。
- (4) その最も典型的事例であるべき在日韓国・朝鮮人問題は、あたかもわが国固有の「朝鮮人問題」としてきわめて特殊な状況下におかれてきたことは周知のとおりである。だがこのことが、今日のわが国社会の国際化の遅れというきわめて不幸な現実を生みだしたといっても過言でない。
- (5) たとえば、「酷使に泣く韓国女性」（朝日新聞 1972年10月7日付）、「海外労働力におんぶする企業 — 日本で研修する東南アの娘さん —」（同 1972年10月30日付）、「研修の名で看護婦導入」（同、1974年7月1日付）など。
- (6) たとえば「出かせぎナダレ — 驚異の成長支える —」（朝日新聞 1972年7月15日付）、「外国人はもう沢山（スイス）労働人口の25%にも」, 「根深い英の人種差別 — インド人がスト —」（同、1972年11月29日付）、「豊かなフランスの暗い陰（外国人移住労働者）底辺支え、過酷な労働」（同、1973年4月4日付）、「病めるフランクフルト（西独）」（同、1973年6月27日付）など。
- (7) たとえば、西ドイツは1973年11月以降、フランスは1974年9月以降、EC域外諸国からの外国人労働者の流入を原則的に禁止した。
- (8) 西ドイツについては、拙著前掲書、とくに第3章第2節を参照されたい。
- (9) 「法務大臣が特に在留を認める者」という「在留資格」で一般の企業で働いている外国人労働者数は、1984年には3,004人、86年には6,242人である。
- (10) 財団法人「入管協会」は、法務省の援助のもとに1987年6月29日に設立された。その目的は、「外国人労働者の雇用促進をめぐる情報交換の場」を提供することであり、その一環として月刊誌『国際人流』が発行されている。
- (11) その他、日本在外企業協会『外国人知識労働者の雇用実態に関する調査報告書』がある。
- (12) 摘発は、5月10～31日まで、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城の4都県で実施された。
- (13) 「昭和62年12月末現在の不法残留外国人数を計算すると、総数は約5万人に達し、違反事件として顕在化した外国人（昭和62年の推定約13,000人）の3.5倍以上にのぼっています。」（法務省入国管理局『外国人労働者問題への対応』 — 入管法の改正を通して — 8ページ）。なお、米澤慶治氏（法務大臣官房審議官）によれば、本年7月段階での推計値は、7万人に増加している（同氏「外国人労働者問題を考える」 入管協会

『国際人流』第16号 61ページ)。

- (14) 調査対象 150事業所のある6都府県とは、東京、大阪、千葉、神奈川、愛知、兵庫である。
- (15) 毎日新聞 昭和63年2月1日付。
- (16) 日本キリスト教矯風会の「女性の家 Help」, 1987年5月に結成された「カラバオの会」(寿外国人出稼ぎ労働者と連帯する会 横浜寿町), 「アジアからの出稼ぎ労働者を支える会」(大阪釜ヶ崎), 「滞日アジア労働者と共に生きる会」(名古屋)などの支援団体による活動は、今日全国的にも知られるようになった。こうした動きの中で、88年8月16日法務省人権擁護部内に「外国人のための人権相談所」が開設された。
- (17) 昭和60年度のがわの国民1人当り国民所得は11,330ドルであり、それはフィリピンの18.9倍、パキスタンの29.8倍、バングラディシュの75.5倍である。
- (18) 「人の国際化を拒否するなら、モノやカネの国際化も拒否しなければならない。日本は外国人労働者を受け入れるか入れないかを議論している時ではない」(游 仲勲「外国人労働者と共存の時」日本経済新聞 昭和63年5月3日付)。
- (19) その内容は、法務省入国管理局が発行したパンフレット『外国人労働者問題への対応』—入管法の改正を通して—に掲載されている。
- (20) 同上書 10~11ページ。
- (21) 同上書 12ページ。
- (22) 労働省職業安定局編『今後における外国人労働者受入れの方向』38ページ。
- (23) 同上書39ページ。また「雇用許可制度」の詳細については、同書40ページ以降「雇用許可制度の具体的構想」を参照されたい。
- (24) 両省がここで念頭に置いている国内企業のニーズとは、わが国企業の海外進出にともなう日本人海外派遣要員の育成のため、海外現地企業における外国人管理者育成のため、あるいは取引業務の国際化を円滑にすすめるための外国人労働者に対する企業の根強いニーズにほかならない。
- (25) たとえば法務省は、「国内労働市場への影響、文化的相違に由来する社会的影響、子弟の教育問題、社会保障、国内治安に及ぼす影響」(法務省 前掲書11~12ページ)を掲げ、労働省報告には「いずれにしても我が国経済社会の様々な領域に影響を招くもの」(労働省研究会報告 23ページ)という認識がある。
- (26) 駒井 洋氏は、「重要な視点を欠落させている点で共通性がある」として、「非熟練労働力の流入の論理にたいする認識が足りないこと」、「すでに流入している外国人労働者の現況やその置かれている状況にたいする関心がほとんど欠如していること」の2

- 点を掲げ、その問題性を論じている。(駒井 洋「外国人労働者に人権の視点を」毎日新聞社『エコノミスト』 昭和63年4月19日号)。
- (27) 法務省 前掲書 7ページ, 労働省 前掲書 19ページ。
- (28) この点については、大沼保昭氏の論稿「『外国人労働者』導入論議に欠けるもの」(『中央公論』昭和63年5月号)を参照されたい。
- (29) たとえば、労働経済社『労働経済旬報』1988年4月上旬号, 総合労働研究所『季刊労働法』147号, 労働旬報社『労働法律旬報』1988年4月下旬号, 日本労働組合総評議会経済局『総評調査月報』第256号, 労働調査協議会『労働調査』1988年5月号, 労務行政研究所『労政時報』第2879号, 有斐閣『ジュリスト』909号, 日本労働協会『日本労働協会雑誌』1988年8月号などを参照されたい。
- (30) この調査は、1. 外国人労働者受け入れに関する調査(対象企業数5,000社, 回答企業1,132社), 2. 外国人雇用企業に関する調査, 3. 受け入れに関する意見調査(有識者の意見調査), 4. 外国人社員の意見調査, 以上4つの調査を内容としている。
- (31) 「外国人労働者の受け入れ問題に関する中間意見について」 昭和63年9月1日発表。
- (32) 矢吹紀人「底辺にきしむ“国際化” —日本人にとっての外国人労働者とは」(『労働法律旬報』1988年4月下旬号 30ページ)。
- (33) この調査は、「外国人の入国及び在留に関する国民の意識を調査し、今後の出入国管理行政の施策の参考とする」ことを目的とし、全国20歳以上の者10,000人を対象に実施された。調査方法は、面接聴取であり、有効回収数は7,648人である。
- (34) 「読売新聞」昭和63年1月25日付, 「朝日新聞」昭和63年3月8日付, 「日本経済新聞」昭和63年3月30日付などを参照。
- (35) 神奈川県自治総合研究センター編「地球化時代の自治体」昭和63年3月, 東京都企画審議室調査部編「世界に開かれた都市の形成へ向けて」—国際化問題研究会報告書—昭和63年6月。
- (36) 神奈川県, 同上書 56~59ページ。
- (37) 堀江 湛「外国人の就業の拡大と都政への影響」(東京都 前掲報告書 59ページ)。